1. 議　事　日　程（４日目）

（平成24年那智勝浦町議会第３回定例会）

平成24年９月13日

９　時　開　議

於　議　場

日程第１　議案第51号　那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例…… 163

日程第２　議案第52号　那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について…… 164

日程第３　議案第53号　平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）…… 171

日程第４　議案第54号　平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第１号）…… 187

日程第５　議案第55号　平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第１号）…… 188

日程第６　議案第56号　平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第１号）…… 190

日程第７　議案第57号　平成24年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第１号）…… 192

日程第８　議案第58号　教育委員会委員の任命について…… 194

日程第９　議案第59号　教育委員会委員の任命について…… 195

日程第10　請願、陳情の委員会付託について…… 196

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

１番	左近　誠	２番	荒尾典男
３番	下﨑弘通	４番	森本隆夫
５番	曽根和仁	６番	湊谷幸三
７番	田中幸子	８番	東　信介
１０番	山縣弘明	１１番	中岩和子
１２番	引地稔治		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

９番　田中　植　欠席

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	笠松昭紀	消防長	小脇邦雄
参事（総務課長）	濵口博之	総務課新病院建設推進室長	西田秀也
会計管理者	宮本洋和	病院事務長	八木敦哉
税務課長	城本和男	住民課長	寺本資久
福祉課長	福居和之	観光産業課長	瀧本雄之
建設課長	橋本典幸	水道課長	上地清隆
教育次長	小玉常夫	総務課企画員	畑中卓也

5.　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事 務　局 長　　藪　本　活　英

事 務 局 主 査　　寺　地　　強

事務局副主査　　脇　地　　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時00分　開議

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　議案第５１号　那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第１、議案第51号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　おはようございます。

議案第51号について御説明いたします。

〔議案第51号朗読〕

別紙関係資料新旧対照表をごらんください。

改正案、アンダーライン部の改正となっております。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成24年３月27日付で公布されたことに伴い、本町の条例中、第11条を改正するものです。これは近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性を踏まえて急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたものです。

この条例は、平成24年12月１日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際に、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の那智勝浦町火災予防条例第11条の２の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

以上です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　議案第５２号　那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（森本隆夫君）　日程第２、議案第52号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第52号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

那智勝浦町過疎地域自立促進計画の２産業の振興(3)計画の表と、５高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画の表にそれぞれ事業名、事業内容を追加するものでございますが、本日配付させていただきました資料のほうをお願いいたします。

こちらのほうに今回追加する事業名、事業内容等を記載させていただいております。

一番上からでございますが、事業名、経営近代化施設水産業、産地水産業強化支援事業につきましては、冷凍冷蔵施設の整備でございます。この事業につきましては、多額の事業費が見込まれるため、財政的にも最も有利な起債である過疎債の活用を目指すため、追加をお願いするものでございます。

次の紀州材需要拡大事業から検診費等助成事業につきましては、いわゆるソフト事業と言われるもので、いずれも当初予算に計上済みの事業でございますが、今年度県の過疎債のソフト分の起債の枠内に入る可能性が高いため、追加をお願いするものでございます。

本計画につきましては、平成22年４月１日から平成28年３月31日までの６年間の計画期間で策定しております。本計画の策定は、過疎地域市町村の義務規定ではありませんが、過疎対策事業債を活用するには、過疎計画の策定が必要であり、かつ過疎計画に当該事業が盛り込まれていることが条件となりますので、今回変更をお願いするものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　お尋ねします。

この産地水産業強化支援事業でございますが、このことについては、ほかのところは皆具体的にその事業名を書いておりますが、これを見たんじゃ何のことかわからないと。総務課長は、将来的には多額の費用を要するということをおっしゃってましたんで、ある程度予想はつくんですけど、何のことかわからないと。もうちょっと具体的に御説明願います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　産地水産業強化支援事業の関係についてお答えさせていただきます。

基本的に過疎計画でございますので、大くくりといいますか、ある程度細かい事業名等入れなくても、こういう名称で大丈夫ということで、一応過疎計画に変更を追加する場合、県と事前協議する必要がありまして、そういうことで了解はもらっております。

具体的な中身でございますが、産地水産業強化支援事業ということで製氷貯氷施設整備工事を当初予算で上げて進めておりますが、詳細はまた担当課のほうで御説明いただけたらと思いますけども、これに引き続き冷凍冷蔵庫を整備するということで、この関連の事業として今後事業を進めるということでございます。

また、当初予算の中にございます製氷貯氷施設のほうにつきましては、ある程度利益がかなり見込まれるということで、これは過疎の適債にはならないということで、これにつきまして過疎債は断念しておりますが、あとの事業についてはある程度いけるということで、これから、実際には申請しないと適債どうのこうのの最終的な確定はできませんけども、いけるのではないかということで、今回過疎債の計画に追加させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　これ特定の事業を指しているわけでありませんね、この表現では。ほかの状況、あるいはそういう関係の施設をつくるということになれば、これもこういう表現だと、それも適用の範囲に入ると、ほかの人はまあまあ一般的にはそう解釈することもできるわけですね。その冷蔵庫をつくるということを想定して、こういう事業をここへ挟んだんでしょうがね、これも以前に漁業協同組合と魚商組合が連帯したというんですか、連名でもって行政にも、あるいは本議会にも要望なり陳情といいますか、要望がありましたね。その中で議会が、相手方が応分の負担をするということを約束したということで、願意は妥当であるということで採択したという経緯があります。しかし、それは全面的に応援してくれということだったと思うんですわ。だけど、その全面的にというのは、必ずしも建てかえるというふうに私としては認識してなかったし、そういう表現ではなかったと思うんですわ、町が建てかえてやると。だけど、どうも製氷貯氷庫の建設では、町が建設したと。冷蔵庫もそういう形でいくんかなあとは思いますけど、必ずしも採択したのは、町が建てるということやなしに、町が全面的に支援しますよということだったと思うんですよ。そこらあたしで、そら応分の負担ということもありますんで、そのあたしも詰めた中でこういうことを出してきたんか、それをお伺いした

い。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　ただいまの議員の御質問でございます。

勝浦漁業協同組合と勝浦魚商協同組合から陳情のほうが議会のほうに提出され、それを受けて漁協問題特別委員会で審査していただいて、その要望の中身につきましては、全面的な支援という表現で出ております。そしてまた、この議会の特別委員会のほうも、ほかの産業との整合性を捉えつつという答えを出していただいておりますので、実際の建物を建てるのは町という形で現在進まさせていただいております。その部分につきまして、支援という言葉の解釈の中で、それが補助金のような支援になるのかという部分の解釈等も、議員はその立場の御発言だったと思いますけども、現在私どもといたしましては、要望書の趣旨から考えますと、町内全体の経済域、まず経済効果、そういうことを考えて町が建てて、その運営については附帯意見として特別委員会がつけていただいておりますように、町が主導権を持ちながらでも、そういう運営に当たっていきたいと、そういう方向では進んでおります。ですから、この建物につきましては、あくまでも町が建てて、それを管理運営、指定管理者になるのか、どういう形、今の構想では指定管理者で、町が主導権を持てる新たな組織をつくって、そこに管理運営を任せていきたいということで全体概要は進めております。

御質問ありました応分の負担という部分のことがまだ決まっておらないのが現状でございます。これにつきましても、全体の総計画、工事費、そういうものも含めて決まった上で、大体予想できた上での決定になってこようかと思います。そういうことで、今回のこの自立促進計画の変更につきましては、いずれにしても町がやる、町が補助金でする場合でも過疎債の適用が可能とはなりますので、そういうなった場合、町の財政出動、真水の部分を減らすためにも、こういう計画の中にうたっておきたいということで、今回こういう追加をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　議会は以前、この議会の前の議会ですね、議会の構成の中でこれを全会一致で採択すべきものとして可決したわけですが、必ずしも町が町の施設として冷蔵庫なり冷凍庫を建てるということに同意したわけでもないんですわ。支援をするということは、応分の負担も漁業協同組合の施設であったとしても魚商も応分の負担をする。漁会は応分の負担すると言ってないですね、あのときは。魚商が応分の負担をするということを、そういう言質をいただいた上で、それでは那智勝浦町も町はできるだけ支援していこうかということだったと思うんですよ。だから、必ずしも町が建てることについて全会一致で賛成したということではないと思うんですね。応分の負担の件もありますんで、そこら辺を他の産業との整合性も考えてもらわんといかんと。何が何でも町経済に影響あるものについては支援してるんやと、全面的に支援してるんやというのは、今回全面的というのは、町が資金を出してその施設をつくってあげるという解釈をしてるわけなんですけど、行政のほうは。そういうことはできんと思うんで

すね。そら普通だったら、企業なりそういう団体はどっからか支援してもらうにしろ、支援してもらうすべがなかったら、展望が開けなかったら、そこから退場しなければならないということも多々ありますんで、何が何でもそういう産業を町が丸抱えして、そして命をつないでいくということができるはずもないんですからね。ほな、国だって資本注入してますね、いろんな大企業に。それも最後は、返してもらうと、再建させて返してもらうと。返してもらうんですよ。出しっ放しということを想定して資本注入するわけじゃありませんので、そこらあたしも考えてペイできるように。というのは、過疎債で借りても、３割はやっぱり我々の町民のお金から支出せなあかんということになるんですからね、あと７割を国民にお願いするんですけどね、そこらあたしをきちっと説明できるような形で、事業するにしても、計画するにしても、当事者と話し合いして、町民の皆さんの納得のできるような形で持っていって決着してもらわんと困りますんで、そこらあたしを常に肝に銘じて執行に、予算編成上そういうふうな形で進んでもらいたいと思いますわ。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　議員おっしゃられる意味は、全く至極当然のことと思います。この両組合から出てきました要望につきましても、両組合では財政面から単独での新設費用の捻出は難しく、那智勝浦町の全面的な支援なくして漁港、市場の機能を維持し、地域経済を守ることができないと思われますので要望しますという形で出ております。これが願意妥当ということの御判断いただいたことで、町が全面的に建てるという部分は皆様の御同意をいただいておるものと私どもは解釈いたしております。そういうことで、今回進めさせていただいてる計画も、運営自体は第三セクターのような町が、これは例えばの話ですが、出資比率６割、漁協２割、魚商２割、そのような一つの会社なり団体をつくって、あくまでも町の意思の反映できる組織、運営形態をつくった、そういう組織にこういう施設を維持管理、運営を任せていくということで進めさせていただいております。

先ほど総務課長からの説明もございましたように、製氷、貯氷のほうにつきましては、採算性がかなり見込まれるということで、過疎債の適用は難しくなっておりますが、冷蔵部門については現在でも漁協においては不採算部門として稼働しております。魚商については、不採算にはなっておりませんが、そういう漁協の今の経営状況でいくと、不採算部門になる可能性があるという、漁協経営の中ではありますので、それを魚商と漁協を１つにすることによって無駄なコスト等を削減して、採算のとれる冷蔵庫、保管施設、その活用を図って運営を任せていきたい。そのために町として全面的支援ということを受けて、町の施設を建てて、そこで確実な運営をしていっていただいて、勝浦の市場、マグロ市場としての機能を保持していくという方向で進めさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　今の答弁のほう聞いておりましたら、町の全面的な支援ということで、それは建てることだという答えがあったわけなんですけども、その全面的な支援で全面的な建て

かえということになりますと、解体のほうも入ってくるわけですね。場所、土地が漁協の土地か魚商の土地かわかりませんが、そこへ建てるには施設が今ある。その施設を解体しなければ建てれないわけなんですけども、その解体についてはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　解体についての御質問でございます。

この解体のお話の前に、全体計画を当初、漁協、魚商含めて私どもと検討する中で、新たに製氷、貯氷含めた冷蔵庫の建設場所はどこがふさわしいかということで検討させていただきました。その中で、やはり製氷、貯氷については、船に直接積み出すこともありますので、護岸近くが妥当であろうということで、そういう計画を立てさせていただきました。

当初、私どもの計画を考える上では、製氷、貯氷と冷凍が一体となった一つの、現在の勝浦漁業協同組合の冷蔵庫のように、氷も凍結も同じ建物の中という発想で進めておりましたが、一昨年、勝浦漁協の第１売り場の護岸が前へ向いて倒れ出したと。その工事をするということで、ずっと沖へ向いて第１売り場の、今の冷凍庫の先、それからぐるっと回ってくるとこまで護岸の修繕を行うということがございまして、そこにその大きな、一気に製氷、貯氷、冷凍のものを建てるのは、県としては控えてほしいと。建設場所的に、護岸が終わるまではだめだということになりまして、本年度予算いただいております製氷、貯氷については分離して、第５売り場といいましょうか、まぐろ体験ＣＡＮの横のとこに建てる計画で今、本年度予算は計上させていただいております。そういう流れで、全体としては今までの勝浦の冷蔵庫の跡への建てかえということでスタートをしております。ただ、先ほど申しましたように、製氷、貯氷については分離してということでございます。

勝浦の冷凍冷蔵庫につきましては、所有は勝浦の漁業協同組合、下の土地については和歌山県という場所でございます。そういうとこに建てかえするという計画を国の水産庁のほうに漁港の利用計画として出ささせていただいております。もちろんこれは管理者である和歌山県が同意し、和歌山県と考え、指導のもとで出した結果であります。ですから、そこの建物、既設の今ある建物については、その施設の建てかえということで計画を進めさせていただいております。ですから、今の考え方としては、漁港利用上建てかえる必要があって建てかえるということで、建てかえる人がその既設の建物を壊すと、そういう方向で現在進んでおります。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　県のほうの土地ということと、そして建物所有は漁協と。そして、県の指導であそこの漁協の冷凍庫のほうの場所で建てかえの方向でということで今のところは指導をいただいているということなんですね。それで、建てかえる場合も、そしたら壊して、それで建てかえまで過疎債の適用というようなことを考えてられるということなんでしょうね。それについて過疎債の起債措置を受けるという形になるんだろうとは思うんですけども、県がそれだけ指導しているんなら、県のほうは何らの負担といいますか、そういう応援といいますか、そういうことは全然考えてないんでしょうかね。ただ、解体となりますと、ああいう冷凍庫と

いうのは、解体する場合、施設の中にアスベストとか、いろんなものが含まれてると思うんですよ。その場合、専門業者がその中で先にアスベストの処理をしなければならない。そういうふうなことがあって、大変高額な費用になってる。そういう調査なんかもやってられるんでしょうかね。そういうことも考えて、やはり将来のことを計画立ててもらわんと、もうただそこの場所しかないんで、そこで壊すと。壊して建てかえも全部全面的に町は起債を受けてやると。そういうことで進んでいくことにちょっと疑問な点があるんです。できれば、県の指導を受けているんなら、県の応援なり、そういうものも求めて、できるだけ町のほうの負担を少なくするような方法を検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　議員おっしゃるとおり、私どももこの解体費用につきましては、県の応分の負担を求めておるところであります。県の指導ということでありますけど、漁港管理者として、漁港管理上そこへ必要であればそこをやりなさいと。県の意思というのは入ってないという状況でございます。それで、私どももやはり半分県が負担していただけないかとか、そういうことは漁港のほうとは話はさせていただいておりますが、いい返事、明るいような返事はまだいただいておりません。そういうことに関しては、今後とも一層町長初め県に要望は続けてまいります。私ども町の職員の立場としても、やはり町の建物を建てるんであっても、民間の施設に対して100％というのはちょっと今たじろぐとこもございますので、そういうことも含めて、また民間、漁協含めた、金融機関等にもそのような支援はできないのかということも投げかけさせていただいておりますが、そちらのほうもなかなか色よい返事はいただいていないような状況でございます。ですから、議員危惧されておりますような部分につきましても、私どもも当然持っておりますので、今後ともそういう県なり、ほかの団体の金銭的援助、そういうことをまだ諦めてはおりませんので、進めてまいりますので、御了承いただきたいと思います。

〔３番下﨑弘通君「施設の調査。施設」と呼ぶ〕

もう一点、施設の中のアスベスト等の調査、これにつきましても、漁協のほうに依頼して調査していただいております。あれは昭和50年と54年の建築だったと思いますが、若干入っている部分があると。大きく入っていないという報告はいただいております。ですから、それが規制にかかってくる、面積要件でかかってくるかどうかまでは私どもまだ把握しておりませんが、そういう調査はもう漁協に既にさせております。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　アスベストについては、入っていたら有害な石綿ですね、あるんですけども、それが入っていたら、必ず解体前にそれを取り除かなければならない、全部ですね。そういう処理をしなければならないということで、それを処理するには特別な処理業者、そういう許可を持った業者でないとできないわけなんで、それだけ費用は高くなるということなんです。それで、県とか民間とか、銀行ですか、そういうようないろんなところでの支援を検討もしているということなんですけども、この間も製氷の関係でも、県の補助というのは全然なか

ったと。国のほうの３分の１の補助金はありましたね。だけど、県のほうの補助金は全然入ってなかった。そういうこともありますんで、もう今後本当に強力に県のほうへも、県内の主産業ですからね、これは。ですから、ある程度の応援の負担というのは頑張ってとっていただきたいと思うんですよ。じゃないと、全面的にもう町のほうで過疎債の適用がなったからというて、解体からもう建設まで全部これを適用するんだということでなりますと、大変な負担になると思うんで、そしてこれをやると、先ほど６番議員ですか、言いましたように、町内の他産業の宇久井とか浦神とかの冷蔵庫施設もありますんで、そういうところが老朽化した場合は、これもまた全面的に町が将来やるんかということにもなってくると思いますんで、そういう点も考慮して、町内の他産業との整合性というものを十分考慮してやっていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　補助、県の部分でございますが、一昨年から県の立場といたしまして、国庫補助を受けるハード事業に関しましては、県は基本的には補助を出さないという方向で県のスタンスは進んでおります。また逆に、県の事業に対して地元負担金は取らないと。国がそういうふうに変えた関係で、県のほうもスタンス的に、国の補助を受けるやつに関しては出さないという方向で進んでおります。ただ、特例的に10分の１程度の補助を出すことも可能だという話は聞いておりますので、最低でも特例をいただけるような方向では進めていきたい。勝浦のこの経営難に発するこういう一連の部分につきましては、県も町も同じようなスタンスで進んできておりますので、こちらのそういう金銭的な負担についても、県にはそういう今までと同じような、同一歩調のような方向を求めていきたいと、そのように思っております。

他産業との話になりますが、これも冒頭申し上げましたとおり、勝浦の市場、魚市場、マグロ基地としての町内経済に与える影響等を考慮した上での、議会含めて町のこういう判断というふうに考えておりますので、ほかの組合、またほかの農業協同組合等整合性も全く同じ土俵にはなりませんけども、そういう整合性も考えつつ、今後この事業を進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　議案第５３号　平成２４年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第３、議案第53号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第53号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億7,980万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,699万円とするものでございます。

第３条で地方債の補正をお願いしております。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計欄で、補正前の額93億9,718万2,000円、補正額１億7,980万8,000円、計95億7,699万円となります。

３ページをお願いいたします。

歳出ですが、款２の総務費から、次のページの款10災害復旧費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は、歳入と同額でございます。

下の５ページをお願いいたします。

第２表債務負担行為補正でございます。

事項は、広域廃棄物最終処分場調査委託で、期間は平成25年度で、債務負担行為限度額は376万5,000円でございます。

次の６ページをお願いいたします。

第３表地方債補正です。

起債の目的欄中、過年補助災害復旧事業から現年補助災害復旧事業まで、補正前の限度額21億40万円に6,510万円を増額し、補正後の限度額を21億6,550万円とするものでございます。

下の７ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

１総括の歳入及び８ページの歳出について、それぞれ１億7,980万8,000円の増額を行っております。

なお、８ページの補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で6,311万8,000円で、地方

債で5,700万円、一般財源が5,969万円となっております。

下の９ページをお願いいたします。

２歳入ですが、款10地方交付税の目１地方交付税は、5,152万8,000円を増額し、計は25億5,774万3,000円となります。

10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目６消防費補助金、節６緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金184万円につきましては、備考欄記載の台風第12号災害誌作成事業として、10月以降３月末までの臨時雇賃金及び印刷製本費等を受け入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款21町債、目６教育債、節１過疎対策事業債から目９土木債、節１急傾斜地崩壊対策事業債まで、説明欄記載の事業等について6,510万円の起債の増額をお願いしております。

なお、目８の臨時財政対策債810万円の増額につきましては、額の確定により増額補正をお願いするものでございます。

13ページ、下をお願いいたします。

３歳出です。款２総務費、項１総務管理費、目７企画費、節19負担金補助及交付金108万9,000円につきましては、備考欄記載の地域活性化対策事業補助金で、会館、集会所の改修事業として、宇久井区コミュニティーセンターの改修工事費の２分の１の補助をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

19ページ、款８消防費、項１消防費、目４水防費、節19負担金補助及交付金10万4,000円につきましては、小匠防災ため池施設の24年度の総工事費8,000万円の1000分の1.3の特別賦課金を備考欄記載の会費としてお願いするものでございます。

目５災害対策費の節３職員手当等の備考欄記載の超勤手当につきましては、昨年の台風12号以降、那智谷筋の避難につきましては、非常に早い目の避難体制をとっております。その関係もございまして、防災係や避難所班を中心として時間外、深夜に勤務することも多くなっておりますので、今回その関係で補正をお願いするものでございます。節４共済費と節７賃金につきましては、歳入のほうでも御説明いたしました、10月から３月末までの災害誌に係る臨時雇い職員をお願いするものでございます。節11需用費の中で備考欄記載の消耗品では、防災ラジオ100台分、避難所用マット100枚分と災害用備蓄品の購入及び避難路整備用材料費として下里地区、浦神西区、浦神東区へのＬＥＤの街灯、案内板等の費用をお願いするものでございます。下段の印刷製本費につきましては、災害誌の関係で全戸配布の予定の概要版約30ページ、9,000部と詳細版約250ページ、3,000部の作成するため、増額をお願いするものでございます。節12役務費につきましては、避難所用毛布のクリーニング代をお願いするものでございます。節13委託費につきましては、災害誌を編集するに当たり、コンサル会社への委託費用をお願いするものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　住民課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入です。上段の款15県支出金、項２県補助金、目３衛生費補助金、補正額95万6,000円につきましては、節区分６緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で、当初浄化槽台帳整備等の事務に補助枠の関係から、半年分の補助金を計上させていただいておりましたが、１年分ということで、補助枠が広げられましたことによる追加分でございます。

13ページをお願いします。

歳出です。款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、補正額94万1,000円につきましては、節区分４の共済費12万2,000円と節区分７賃金81万9,000円で、この臨時雇い関係ですが、第１子の産休後、育児休業中の職員がございまして、その職員が第２子を授かったということで、第２子の産休に入る前まで第１子の育児休業の延長の申し出がございました。そういうことから、また改めて10月から３月までの半年間の窓口対応をしていただく臨時雇賃金及び社会保険料をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費で節区分28の繰出金97万6,000円につきましては、国保会計において昨日の説明の中で国、県への返納金が生じておりますので、国民健康保険事業費特別会計への繰出金をお願いするものでございます。

目２の国民年金事務費、補正額47万3,000円につきましては、節区分13委託料で備考欄記載の電算システム改修委託、これにつきましては平成24年度税制改正により保険料控除廃止に伴う保険料の免除基準及び所得制限基準の見直しがされまして、それらに対応するためのシステム改修に係る委託料をお願いするものでございます。

目８の重度心身障害児者福祉医療費、補正額52万5,000円につきましても、節区分13の委託料で、備考欄記載の電算システム改修委託、これにつきましても、毎月広域連合へ受診情報を報告しておりますが、今年度広域連合におきましてシステムの入力仕様の変更がございまして、それに対応するための各市町村のシステム変更が必要となり、その改修に係る委託料でございます。

次に、15ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目３環境衛生費、補正額145万2,000円につきましては、節区分４共済費12万2,000円、節区分７の賃金81万9,000円、それと節区分12の役務費１万5,000円につきましては、歳入にございました県の緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金を活用して、臨時雇用による浄化槽台帳の整備を図っていくもので、臨時雇賃金及びそれに係る社会保険料半年分と事務費でございます。節区分13委託料49万6,000円は、財団法人紀南環境整備公社で進められております最終処分場施設整備に向けた現地詳細調査に対する地元区の同意が、去る８月21日に得られましたことから、みなべ町以南の２市８町、それぞれ負担割合に応じた本年度分の本町委託料でございます。負担割合は6.36％となっております。

なお、紀南環境整備公社が業者と一括委託契約をすることから、各市町におきましては公社にその業務を委託することとなりますので、飛びましたが、５ページに平成25年度、本町が負担することとなります債務負担行為額376万5,000円を計上させていただいております。

項２の清掃費、目１塵芥処理費、補正額310万8,000円につきましては、節区分15工事請負費で、台風災害後、煙突の一部に鉄筋の腐食とコンクリートの剥離が生じたことから、コンクリート当てと鋼製バンドによる補修工事を上期の修繕と並行して施工させていただきました。工事費につきましては625万8,000円でございましたが、緊急を要したことから、当初予算計上しております２件の下期工事より先行させていただいたことから、この工事も含めまして再交渉を重ねまして、結果310万8,000円が不足しましたので、今回補正をお願いしたものでございます。

住民課の関係は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係で御説明申し上げます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。款３民生費、項１社会福祉費、目３老人福祉費、補正前の額６億5,734万1,000円、補正額792万2,000円の減、計６億4,941万9,000円とするものでございます。節28繰出金につきましては、介護保険事業費特別会計へ繰り出した前年度給付費負担金等の精算分でございます。

目２児童措置費、節23償還金利子及割引料、補正額412万2,000円でございますが、子ども手当の前年度事業実績の確定に伴う過年度交付金の国庫支出金返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　観光産業課関係の御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。10ページ、11ページ、お願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、節区分４営農再開緊急支援事業補助金５万円、これにつきましては当初予算でいただいておる部分があるんですが、２次募集がございまして、県のほうの２次募集に採択されました部分、そして１次募集のとこで余った差益との差がまだ５万円ほど、県のほうの補助も上乗せしていただいて、２次募集まで処理できるということで５万円の県補助金を受けるものであります。節９緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金215万6,000円、紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業、これにつきましても緊急雇用の補助金でございますので、人件費が主なものになりますが、勝浦の生マグロのＰＲに活用していく人材を雇用したいと。そしてまた、桜トンボ、ビンチョウマグロのちょっと色のついたおいしい、をも同時にして、マグロの解体とか、そういうふうに人材を活用して、生マグロのＰＲをブランド化を見据えた進めをしていくための人の雇用であります。続きまして、節区分11青年就農給付金補助金375万円、これは本年度から国のほうが国費100％で県に来て、県から私どもの町にいただける補助金でございますが、概要については歳出のほうで御説明します。節区分

12森林整備地域活動支援事業費補助金201万5,000円、これにつきましても昨日の決算のときにも御質問ございました、森林施業計画を持った作業路網の整備とか、経営改善というんに対して国、県の補助金でございます。これ当初予算にはまだ計画が上がっておりませんでしたので、当初予算はのせずに、今回の補正というお願いであります。続きまして、節13藻場回復推進事業費補助金30万円、これも県費補助の部分でございますが、県のほうから内示がいただけましたので、ここに補正として、県補助金の受け入れとして上げさせていただいております。ただ、歳出のほうにつきましては、当初予算で水産振興会にこの分の事業委託の分を含めておりますので、歳出でこのいただいた金のやつは今回の補正にはあらわれておりません。

続きまして、目５商工費補助金、補正額41万6,000円、節区分３和歌山市町村消費者行政活性化交付金41万6,000円でありますが、これは小・中学生のリーフレット等の作成並びに県の担当者と市町村の担当者をネットで結ぶネットの開設料、パソコンの料金の部分の補助金であります。

続きまして、下のページになります。

目８災害復旧費補助金、節１農林水産施設災害復旧費補助金4,816万8,000円、これは説明欄記載のとおりの工事の補助金であります。

そして、11ページの一番下になります。諸収入、目１雑入で６万2,000円、節１雑入、これは中山間地域の直接支払事業を行っておりますが、昨年災害の関係で協定を結んだ田畑が活動できなかったということで、返納されるものであります。

続きまして、歳出のほうに移らさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、補正額389万9,000円、節区分19負担金補助及交付金385万2,000円、内訳といたしまして営農再開緊急支援事業補助金10万2,000円、これは先ほど申しました災害による営農再開に対する県の補助と町の補助の分であります。１次募集で締め切られておったんですが、１次募集の金が県のほうにも余裕が出た。私どもの町の１次募集で提出させていただいた補助要綱のほうにも若干金が余裕が出てきたことがあり、２次募集ということで新たに３件を県のほうにさせていただきますと、認めていただきました。ただ、１次募集で割り当てられた金額が若干足らなかって、県からその上乗せをいただいて、また町もそれに上乗せして、ここにするということで10万2,000円お願いするものであります。青年就農給付金375万円、これはこの24年度から国のほうが若者の農業の就農に対する支援という形で出てきた制度でございます。経営開始直後の新規就農者に対して給付金を給付する事業ということで、給付額といたしましては、該当者には年間150万円給付するというものであります。ただ、原則として45歳未満の独立自営就農する人という条件、それでなおかつ就農する市町村の人・農地プランに位置づけられる人。見込みの方も可ということであります。そして、就農後の本人の所得が250万円未満の者、そういう該当者に対して国は新規就農者に対して年間150万円の補助をするという制度ができております。今回のこの375万円につきましては、那智勝浦町内で５名の方が該当します。その方々の半年分の金額をここに補正させてい

ただいております。節区分23償還金利子及割引料４万7,000円、県支出金返納金ということで、これは先ほど申しました中山間地域でいただいたお金でありますが、災害によって遂行できなかったということで県のほうに返させていただきます。

続きまして、項２林業費、目２林業振興費、補正額268万7,000円、節区分19負担金補助及交付金、森林整備地域活動支援事業補助金、これも毎年当初で上げておったんですが、本年は当初予算の中で計画が出されていなかったということで、国、県のほうから認めておられませんでしたが、今回国、県のほうで来たやつに対して交付するものであります。これにつきましても、条件が厳しくなった部分、また単価が安くなった部分で、通年の予算よりかなり減少した金額となっております。これからそういう条件が変わりましたので、これぐらいの金額で推移するものと思っております。

次のページお願いいたします。

項３水産業費、目１水産業総務費、補正額41万7,000円、節区分11需用費、修繕料でございます。これにつきましては、シーハウス熊野灘のボイラー設備が故障いたしまして、それの修繕と那智漁港の管理棟、雷、落雷等でクーラー等が壊れまして、その修繕料をお願いするものであります。

目２水産振興費、補正額410万2,000円、節区分13委託料310万2,000円のうち、おじゃ浦の避難道調査業務委託94万5,000円、これにつきましても以前環境省のほうでやりましたおじゃ浦の遊歩道、今回水産のほうの漁民避難道として整備させていただく方向で進んでおりますが、旧来の施設、かなり老朽化、劣化が激しくてコンクリートの部分の中の鉄筋が下に崩落しておるような状況でありますので、そういう強度、また周りの山を落石の心配等で調査をするものであります。次、紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業委託215万7,000円、これは緊急雇用の補助金をいただきまして、紀州勝浦産生マグロのブランド化及びＰＲ、解体、観光を含めた宣伝活動に供する人間の人件費を主にした、緊急雇用を利用した事業委託であります。続きまして、節区分19負担金補助及交付金100万円、水産振興対策補助金、これは町単独の補助金でございまして、和歌山東漁協の那智支所、旧那智漁協分でございますが、この災害の後、木戸浦の護岸を工事いたしましたときに出ました石、御苑の裏のほうから出た石を投石に活用するというもので、単独で漁協がやるということでございます。事業費300万円に対する３分の１の補助の100万円をここに計上させていただいております。

続きまして、款６商工費、項１商工費、目２商工振興費44万3,000円、これにつきましては歳入で申し上げましたが、県の補助金、100％の補助金をいただきまして、消費者問題の啓発リーフレット小・中学生用を作成し、また回覧用も作成いたします。あとは町の担当者と県の担当者が直接ホットラインで結べるネットの接続、それに関する費用が含まれております。

次のページをお願いいたします。次の次のページですね。21ページになります。

款10災害復旧費、項２農林水産施設災害復旧費、目１町単独農林水産施設災害復旧費、補正額4,000万円でございます。節区分15工事請負費4,000万円、これにつきましては国、県の補助を受けられなかった町単独の災害復旧事業でございます。中身につきましては、小規模で激甚

のほうにのせれなかった部分、また現場を把握できずに見過ごしてしまっていた部分、それから激甚指定受けた農地の近所、これも非常に金額的には激甚にのれなかったような隣近所の田畑等の土砂撤去等を含む工事になります。そしてまた、農業用水、農業排水ではありますが、家庭雑排が入っておるような部分で、建設でやるべきなのか農業でやるべきなのか、そういうとこいろいろ現場に合わせて私ども農のほうでやる部分の、そういう所在のはっきりしないといったらおかしいですが、どちらにしても町がやらなければならないような排水路等も含まさせていただいております。先ほど申しましたように、時間のいとまがなくって、見落とした部分等々も含まれております。そして、このような大きな金額になっておりますことを御了承いただきたいと思います。

次、目２農地農業施設災害復旧費6,730万円の補正であります。これにつきましては、節15工事請負費で6,700万円、農地農業用施設、これは補助にのった部分の工事であります。

続きまして、目３林道施設災害復旧費1,500万円、節15工事請負費1,500万円、林道狗子ノ川高津気線災害復旧工事、これも台風12号でこの場所につきましては激甚指定受けるほどの傷ではなかったんですが、その後の雨、たび重なる豪雨で下から崩れ去って、現在まだ通行どめにはしておりませんが、通行にも非常に危険を伴うような感じになっております。そこの補正であります。下からある程度工事、護岸からやってこなければならないと、大きなものになってしまっておりますので、この補正をお願いするものであります。

以上が観光産業課の補正であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建設課の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いします。

歳出でございます。款７土木費、項３河川費、目１河川改良費、補正額465万9,000円につきましては、節19負担金補助及交付金、県事業急傾斜工事の負担金でございます。説明欄記載の７件分の工事の負担金でございます。負担率は、工事によりまして2.5％から10％でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　消防関係について御説明させていただきます。

21ページをお願いします。

款10災害復旧費、項４その他公共施設・公用施設災害復旧費、目１消防施設災害復旧費、節15工事請負費273万円につきまして、那智山地内滝前設置の那智山地区自然水利貯水型消防水利施設の送水管及び送水口が平成23年９月の台風12号、豪雨災害で破損され、送水不能となっております。その復旧工事であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　教育委員会の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。款15県支出金、項２県補助金、目７教育費補助金、節６公立小学校適正規模化支援補助金280万円は、平成25年４月１日付をもちまして、下里小学校へ統合する浦神小学校に係る補助金で、４月より下里小学校へ通学する浦神小学校区の児童の通学の安全を確保するため購入するスクールバスに対して受け入れするものであります。補助率は２分の１となっております。節７わかやま学校防災力アップ事業補助金66万7,000円は、津波等被害から子供たちの命を守るために購入するライフジャケットに対する補助金で、２分の１補助であります。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。款９教育費、項１教育総務費、目３教育諸費、節13委託料58万5,000円については、宇久井中学校が昨年度より取り組んでおります防災教育への研究委託費用でございます。

次のページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費、節11需用費366万8,000円は、津波等の災害から子供たちの命を守るため、津波浸水予想区域に所在する各小学校にライフジャケットを配備するものであります。節12役務費７万8,000円は、節18のスクールバス購入に伴う自動車登録手数料６万3,000円と自賠責保険料１万5,000円であります。節15工事請負費865万6,000円は、下里小学校の正面玄関と多目的ホールの雨漏れ、そして南側校舎２階のサッシ部分からの雨漏れを防止するため、防水工事を行うものであります。今回お願いしてる箇所は、少量の雨でも漏れが発生し、火災報知機が誤作動を起こすなど、大変苦慮しております。節18備品購入費588万円は、児童数の減少により平成25年４月１日付をもって下里小学校へ統合する浦神小学校区の児童の通学の安全を確保するため、スクールバスを購入するための費用でございます。車種は、マイクロバスで26人乗りであります。なお、平成25年度の乗車児童数は、小学生９名、中学生16名を予定しております。節27公課費２万1,000円は、スクールバス購入に係る重量税であります。

項３中学校費、目１学校管理費、節11需用費175万9,000円は、小学校費と同じく、津波浸水予想区域に所在する中学校にライフジャケットを配備するための費用でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。再開10時45分。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

10時19分　休憩

10時45分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

質疑を行います。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　１点だけ確認させてもらいます。

17ページの水産振興費の中のおじゃ浦避難道調査業務委託94万5,000円なんですけども、この関係なんですけども、避難道のコンクリート部分の強度とか山の落石調査とか、そういうするためにこの予算をつけたということなんですが、ちょっと確認したいのが、昨年の９月に整備工事で2,600万円の予算がついてるんですけども、これは繰り越しされているわけなんですけども、現在どのようになっているのか、工事の状況はどんなになっているのか。それに関係してこの調査業務委託費が上がってきたのか、ちょっとその点、教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　おじゃ浦の遊歩道の関係でございます。今回の補正は、先ほど議員がおっしゃったとおり老朽化、終点側と申しましょうか、地理的に言いますと、浦島の駐車場があるんですが、そこと結ぶ路線の部分でございます。そこが浦島の駐車場外側にずっと続いておるわけなんですが、そこへ至る部分についてのやっぱり塩害になりましょうか、かなり見た目にもひどく傷んでおるという部分がございまして、それが耐えられるかどうか、そのまま補強で済むのかどうかという調査をさせていただきたいということでございます。それによってだめであれば、駐車場まで直接行かずに、もう岸へ遊歩道を誘導いたしまして、それからいそ場と申しましょうか、石だらけなんですが、そこを歩かせて浦島の駐車場へ上がる方法を考えております。

繰り越しさせていただいております部分につきましては、その途中で山と崖という表現がよろしいんでしょうか、それの落石防止が圧着でとめるのか、またネットでとめるのかという部分のまだ確定しておらなかった。そういうことで繰り越しさせていただいております。工事については、一番安く安全と思われる圧着のほうで現在計画を立てさせていただいております。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　そうしましたら、浦島のほうへ続く、駐車場へ続くところが塩害がひどいんで、そこの調査をすると。そしたら、今2,600万円予算がついてるんですけども、それについては、これの関係のももし修理の必要が出てきた場合には、その予算もこれ内でいけるんか、それともまた追加で必要になってくるんか、そういう点はちょっとわかるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　ここのをわかりやすく御説明申し上げると、橋のような状態で、下からコンクリー立ち上げて、その上にコンクリーを張っておるような状況の部分、それは岩場の近くであるんですが、そっから海を横断というか、形をとらずに、そのまま岩場沿いに陸まで持っていく。その持っていくのも、石積みで下を補強というか、新たに橋の形から土盛りといいましょうか、石盛りで道をつくっていくということで、それで今までいただいておる予算内で消化、完了できるというふうに今概算をして進めております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　３点ほど質問させていただきます。

13ページのところの節７の臨時雇賃金、あと臨時雇賃金ということで15ページ、19ページにも上がってますけど、これ町民の方によう聞かれますけど、町の臨時職員、これどうやって採用を決めてるんやということをよう聞かれます。もう既に総務課に採用の用紙があって、あそこに登録してる人が何人もいらっしゃると思うんですけど、そういう中から選んで決めるのか、今回こういう人員が欲しいというときに、改めてまた再度募集するのか、どんなんやって決まってるのか、あとこれ課長が面接して決めるのか、その辺も教えていただきたいと思います。

それと、17ページの水産振興費の中の委託料の紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業ですけど、これは皆200万円、これが人件費と見ていいんか、人件費やったら何名、半年分のこれ１名なのか２名なのかと、あと委託先と、あとどういう事業を展開するのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

そして、最後20ページの学校管理費の需用費で上がってたライフジャケットなんですけど、ライフジャケットについては、津波に効果があるかどうか、賛否両論あると思うんですね。もう着るよりも、もう先に逃げろっていう意見もありますけど、その辺をどう考えられてるのか。あとこのライフジャケット、これ１着5,000円ぐらいってことで、割合いいやつだと思うんですけど、今は津波対応型で頭までこうかぶれるようなのだとか、いろんなメーカーが津波用ということで、今までだったら釣りだとか、そういう救助用だったですけど、そういうのを開発してるけど、そういういいやつってんですかね、津波にも対応できるライフジャケットなのかどうかと、あとこれを学校でどのように使うか。どこに保管して、どのタイミングで着用するっていう、そういう指導されるのか。もしもそういうあらかじめ決まってたら、その辺まで教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　雇用の関係につきまして、全般的に御説明させていただきます。

今回の臨時雇用の関係につきましては、緊急雇用の制度ということで、当初、年度初め半年間ということになっているのが多かったんですけども、年度途中であと半年枠があるということで県のほうからいただきまして、その関係で９月に上げているものが多くございます。この緊急雇用創出事業臨時特例基金の場合には、ハローワークで公募して、それの応募者に対して選定して決めるという制度になっておりますので、これにつきましてはそういう形をとらさせていただいております。

それ以外のものにつきましては、当然総務課の総務係のほうで臨時職員の応募者に対して申請していただいておりますので、その中から適性等、得意分野等、加味しながら選ばさせていただいて、どちらも担当課長及び副町長さんに出ていただきまして面接させていただいて、一応人物評価等させていただいて選ばさせていただいております。総務課の総務係のほうへ申請はしていただいてるんですけども、短期間のものであったり、もう既にほかへ勤められてると

いう場合もありますし、採用期間が長くないということもありまして、なかなかさっと実際候補者がない場合等もございます。なるだけホームページ等で募集して周知して、多く応募していただけたらとは考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　御質問の件でございます。

紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業ということで、事業の委託先は勝浦漁業協同組合であります。職務内容は、勝浦の特産であります生マグロをＰＲ、昨年12月に紀州勝浦産生まぐろが商標登録されたということもございます。そういう勝浦の特性である生ということを前面に打ち出して、人を雇用して宣伝活動を行っていきたいということでございます。この事業費は95万円、人件費以外に95万円ほどとっております。これはＰＲに行く、生マグロを解体しに行ったり、缶詰を持って売りに行ったり、勝浦産のマグロのＰＲ、先ほども申しました桜トンボ、これについても広報して、ブランド化に努めていきたいという部分で、勝浦漁協に委託して生マグロのＰＲの活動をお願いするものであります。雇用人員は、半年間で１名の予定であります。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　ライフジャケットの件でございます。

確かに議員おっしゃられるように、着るよりも先に逃げる、これが大前提、基本かと思います。ただ、やっぱりたとえわずかな可能性でありましても、子供の命が助かるのであれば、児童・生徒を預かる学校、教育委員会といたしましては、その手だてをするのが責務だと思います。それで、今回ライフジャケットの予算を上げさせてもらいました。それで、どのようなライフジャケットかということですが、一応業者に確認しましたところ、スマトラ沖の大地震以降、津波対策用として開発したんだと。ほいて、装着については、差し込み式のワンタッチで、即着用できると。ほいて、水に落ちたとしても、すっぽ抜けないようにベルトで股を通して救命胴衣に固着すると。ほいて、頭も守るためにフードつきだということで、現物も見せていただいております。

それと、学校でどのようにして使うか、どのようなということですが、当然学校は県の津波から逃げるという指導書が出ておりまして、いろいろと避難訓練しておるんですが、そのときに着用の練習をすると。それとあわせて、ふだんから着用の、先生にお願いして練習、訓練をするというふうに考えております。業者の話では、この方式であれば、練習すれば十分20秒以内で着ることができるであろうということでありました。

それと、救命胴衣の保管場所ですが、なるべく身近に置くことを想定しておりまして、教室の中、後ろのロッカーなり、置けるとこへ置くと。クラスによってはかなり人数の多いクラスもありますんで、それが不可能であれば、とにかく目の届くところ、近いところということで玄関なりなんなり、それはもう学校の事情によっていろいろと違ってはくるとは思うんですが、そこら辺はこの予算を承認いただけましたら、学校と十分協議して決めていきたいかなと

思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　生マグロについては、課長の説明でわかりました。

ライフジャケットについては、置き場が遠くなった場合に、そのとりに行くのに時間がかかって、逃げおくれるとかってことがないようになるべく近くに、着用を義務づけるんやったら、もう本当に児童・生徒の近くに置けるようにっていうのを心がけていただきたいと思います。

それで、臨時職員については、よく住民に言われるのが、もう前から応募してあるんだけど、採用はともかくとして、面接の声もなかなかかからないよと。自分よりも後から頼んだんじゃないかというような人が先に採用されたとか、そんな声も聞かれて、採用されない人はそれが能力、人物じゃなくて、何か不公平があったんじゃないかと思われてるのかもしれん、勘違いだと思うんですけども、そういう、実際どういうふうに採用されてるんかよく見えないという部分がありますんで、やっぱりホームページ等にも、今こういうのを募集してますよとか、そういうのをきちっと心がけて、町民に信頼されるような、臨時職員についても採用の体制をつくっていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議員さんおっしゃるとおり、わかりやすい、理解できるようなことに努めたいと思います。

また、臨時の申請に対しては、たしか申請期間というか、有効期間みたいなん設けておったと思うんです。余り古くなると、もうちょっと勤められてるということも多くありますので、その辺もわかりやすく、なるだけ広報するように努めたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　ライフジャケットの保管場所につきましては、児童・生徒の目につきやすいところ、ほいてなるべく装着しやすいような場所、学校と十分検討して決めていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点お尋ねをします。

21ページの町単独農林水産施設災害復旧費ということで、これ町単独で4,000万円のが出てるんですけど、これ激甚のあれして受けられなかったとか、そういうふうなところとか、またそういう周りとか、排水路というようなお話でございましたが、これはどれぐらいまで直していただくというんか、もとの状況に戻していただけるんですか。

また、地権者の分担というんか割合とか、それはどのようになってるのか、ちょっとその点。

また、この災害復旧工事について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　お答えいたします。

町単独のほうでございますが、これ先ほど申しましたとおり、国の査定に該当しなかったもの、またこちら側の仕事量の足らずで把握できていなかったもの等々ございます。平たく大きく言えば、災害査定を受けた田畑の周り、しかしそれは小規模であって、その査定にのらなかった、そういう分についても、査定外ですから、あなたとこの土砂搬出とかはできませんよというふうなことはちょっとしにくいと、そういう部分でございまして、補助金はいただけないまま、でもある程度、100％満足いただけるかどうかは別にしましても、町のほうで手を出して原形復旧に近い状態までしていきたいと。そのような関係で非常に多額の町単災という形になっております。これも補助を受けた部分はただで、ここは有料というわけにはいきませんので、その部分については受益者のほうには御迷惑かからないように町単独でやらせていただく方向です。箇所的にも結構工事する今入札を行っていっておりますが、査定を受けて補助金をいただく工事の箇所以外と、やっていくたんびにどんどんどんどんふえてくるということもございます。そういう町から見ればきめ細やかな地域住民に対する施策としてやった結果、こういう補正額の申請という形になっております。

これ町単災につきましては、これぐらいにさせていただきまして、農地災害ということでございます。これは予算書にもございますように、国の金をいただいて進めていくものであります。やっていく上で災害査定を受けた金額は、国の補助金の対象としてあるんですけども、それは実際やっていく上では若干増減しております。その関係で、やったとこのまた増に対する今回全部で79件ほどの増減の箇所がございますんで、それで国にまた認めていただいて、その分の追加工事の補正、追加工事と言うたらちょっと語弊が出るんですが、工事増に対する国のほうの支援がいただけるということで、こういう補正予算を出させていただいております。箇所は、もう工事、今やっておりますとこ、もう町内各地全域になってきます。入札はだんだん消化しておるんですが、実際工事に入っている部分というのは、余り目に触れられてない部分もあるんですが、国の工事で進んでいるとこの精算と申しましょうか、それの増減によるというとこでございます。工区的には、先ほど言いましたように、79カ所の分の補正であります。

具体的に地域名どこどこというのは、ちょっと箇所数が多過ぎて御明示しにくいとこもあるんで、今やった工事の追加分と、23年度でやった分、また23年度繰り越した分、24年度執行中の分についての補正予算という解釈でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　そしたら、あれなんでしょうか、激甚災害の指定を受けた箇所というのが何カ所ぐらいなのか。また、指定を受けなくて、この周りの、うちの小さな畑だけど、直してほしいというようなところがあれば、それは地権者がみずから申請とかというんか、役場のほうへ御相談に行くんでしょうか、それともずっと調査した中で、これはやりますというような形にしていただけるんですか、どちらでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　町単災のほうのお話かと思います。町単災につきましては、先ほど申しましたように、激甚受けた周りの土地の災害対象外の土地等が工事を執行中に当たって、地権者の方が要望があれば、とっていくと。激甚受けてない新たな土地を募集とか、そういうのはやっておりません。執行中の工事に付随して隣近所できる部分についてはやらせていただいておりますが、新たに離れた土地のここの部分を災害でやられたから地権者から申し出があっても、それはまた別の考え方をしていきたいと。現在のところそういう話はございませんが、そういう今回の補正に上げさせていただいてるような部分には含めておりません。先ほど申しました用水路等々、補助にのらなかった部分の軽微なやつとか、国のほうの査定では、これは農業用水と認められなかった、農業排水と認められなかった部分、生活雑排が入っておるというような部分がございました。そういうとこもこちらのほうで拾いながら、地域住民生活上、町としてどっかのセクションでやっていかなければならないもの等々も含めておりますので、そういうことで水路と、それから田んぼの部分、あと頭首工の、正式な頭首工ではないにしても、そういう補修して水を通していくと。そういうことも町の町単独で計画させてやらせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　私もライフジャケットについて、これは20ページですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

私もボランティアグループでいそ遊びという、そういうイベントもやっておるわけですが、そこへ小学生も見えられるということで、私の団体では30着から50着ぐらいこのライフジャケットを用意しておるんですわ。そこへ、その子供たちに、６人、７人の大人でもってライフジャケットをさあ皆さん着ましょうねと言うて着せるんですけど、手伝ってやらないとなかなか低学年だと着ることができない。それも今次長言ってたように、ワンタッチでパチッ、パチッ、パチッとこう３カ所か４カ所とめる、そういうもんなんですけど、なかなか時間かかるんですよ。それでもって20人も30人も小さな教室でそれを着せさすと、１人の担任がですよ。なかなか難しいなと。時間かかる。そんなことしてる間に逃げたほうがええやないかと、私は思ったりもすんですね。というのは、新宮市の議会では、よくこのライフジャケット云々なんていうような一般質問もありまして、あれは、その議員は実態を知らんのやなということで、そういう受けとめ方をしておったわけですが、今回補正で計上されたと。それを、ライフジャケットという話を聞いたときは、県がまあまあ100％持ったるから、那智勝浦町も買いなさいよというような気持ちで、そういうことで購入するんかなと思ったら、やっぱり半分町も負担せないかんと。県は半分しか負担せんのやという話です。ああもったいないなと。本当に実際津波が来たとき、それをつけるいとまがあるんかなというような感じもするわけですがね。まあまあそら訓練によってどうにかなるかもしれませんが、そういうこともありますんで、私も孫が４人おりまして、船に乗せるときもそれ年に二、三回つけさすんですけど、ちょっと大きいなったら自分で着れますけど、小さいのはまだ手伝ってやらないとなかなか、もう忘れまして

もううまくいかないという、時間もかかりますんで、その点もひとつ。せっかく買うんですから、買うなとは言いませんけど、このライフジャケットを着るのに時間がかかって、そのために何人かの生徒が逃げられなかったよということのないように、ひとつ運用に十分意を用いてやっていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　ライフジャケットの着用についてですが、確かに議員言われますように、先月南海トラフで津波浸水予想、ほて襲来時間、３分、４分、５分という中で、着るよりかちゃっちゃっと高いとこへ逃げたほうがええんではないかという、これも言われるそのとおりだと思います。ただ、先ほどの議員さんにも言うたように、たとえわずかな可能性であったとしても、命が助かるんであれば、やはり児童・生徒を預かる教育委員会としては購入するのが当然責務、責任であると考えます。ほて、着用する時間につきましては、御承認いただければ、もうふだんから訓練といいますか、練習をさせて、オリンピックではないですが、少しでも10秒に近づくように、さらにまたそれを割るような時間を達成できるように訓練を徹底してやっていきたいと、そのように考えます。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　１点だけお伺いいたします。

19ページ、災害対策費の委託料、災害誌作成委託についてであります。

これ災害誌の作成については、もうこの災害誌作成の予算が計上されてからかなり日数を経ているわけですが、このタイミングでコンサルへの委託ということは、中身をさらに濃くバージョンアップするということなのかなというふうに考えられるわけですが、その点について確認をさせてください。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　災害誌の関係についてお答えさせていただきます。

この災害誌につきましては、昨年の災害、台風12号の被害を受けた中で、あってはならないんですが、やはり気持ちとしては想定外という思いが多くございました。ただ、歴史を見れば、起こっても不思議ではないところでもあるというのも、また確かなところでございました。そういう意味からしまして、この災害誌を正確に詳細に残すということは、将来にわたっても非常に重要な災害対策になると思っております。その関係もありまして当初から着手しておりましたが、かなり膨大な資料と、それから全体的に細かいことまでやりたいということで資料を集めております。そして、ある程度つくれるところまでは来てるんですけども、やはりほかのできているところ等を参考にしますと、もう一度コンサルにかけて、その中で練り直していただいて、もっと確かなものにしたいという思いがございまして、今回お願いするものでございます。ある程度の配置等、こういうものをしたいというのはかなりできておりまして、それをもとにコンサルへ委託したいと思っております。

また、印刷についても、なるべく町内の業者を使いたいということで、それは分離させてい

ただいて、今回委託費としてお願いしたものでございます。

詳細版、それから通常使う概要版に分けて、しっかりしたものをつくりたいと思っております。また、これ少し余談になるんですけども、ことしの４月から入りまして、視察もかなり多く来ていただいております。たしか13団体ぐらいで、全員で544名だったかと思いますけども、そういう方も来ていただいておりますし、ほとんどの方、町内に宿泊していただいております。なるだけそういう方にもこういう概要版、できればまたそういうものを見せながら説明もできるかと思いますので、その辺も加味しましてお願いするところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　御説明でよくわかりました。

地質的にも、歴史的にも、あの地域での水害を振り返ってみますと、例えば二百数十年前には市野々から川関にかけて26名の方が亡くなったとか、そっからさらに100年近く前には色川で600戸の家屋が流出したとか、そういう記録が過去にございますし、あそこの地質から見ると、そういうことは十分想定されることだということが、過去を振り返ればわかってくるわけであります。ただ、残念ながら、そういう歴史的な、地質学的なものがこれまでには広く住民の皆さんには周知が徹底できていなかったというのも事実かなということが考えられます。その周知の一つの方法として、今回の災害誌は非常に意義があるものだと思われます。命よりも重いものはないと思いますので、中身の重い、濃い記録誌ができることを強く期待しております。

その中でもう一つ確認ですが、この災害誌をどのように持続力を持たせるかと。一旦つくって配って、各図書館とか支所とかに置くにしても、そっから100年、200年後にそういったものがそのときの皆さんにしっかりと適切に語り継ぐことができるかどうかというところも考慮をしていく必要があろうかと思います。今のところ石碑とか石塔とかというものも見受けられませんので、そのあたりこの災害誌を作成する観点から、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議員おっしゃるとおり、これについては非常に重要なものと考えております。昔は記録誌として残すにしても、写真等の技術もなかったですし、そういうこともあったのかなあと思いますけども、今回につきましては写真は全てカラーにしたいとか、それから印刷もそうですが、データとしても残せるものでございますし、また周知の方法につきましても、なかなか見ていただけない場合も考えられますので、また教育委員会等とも相談しまして、そんな小学校とか中学校に来ていただいた若いＰＴＡの人にその辺を、災害誌のほうも見せながらお話ししていただくとか、なるべくそういう方法をとりながら、後世に伝えることを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第５４号　平成２４年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第４、議案第54号平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第54号平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,281万9,000円とするものでございます。

４ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書。

１総括、歳入は、款10繰入金で、歳入合計、補正額は97万6,000円でございます。

５ページをお願いします。

歳出は款10諸支出金で、歳出合計、補正額は歳入と同額の97万6,000円で、補正額の財源内訳は全額一般財源となってございます。

次に、６ページをお願いします。

２歳入、款10繰入金、目１一般会計繰入金、補正額97万6,000円は、節区分２その他一般会計繰入金で、平成23年度決算におきまして返納金が生じておりましたので、今回一般会計より繰り入れをお願いしたものでございます。

次に、７ページをお願いします。

３歳出、款10諸支出金、項２諸費、目１国県支出金返納金、補正額97万6,000円は、節区分

23償還金利子及割引料で、説明欄記載の国庫支出金返納金では、平成23年度精算に係る出産育児一時金補助金10万円、同じく平成23年度特定健康診査等補助金42万2,000円で、当初存置分を差し引き、合わせて52万1,000円、それと県支出金返納金は平成23年度県特別調整交付金の医療費適正化分３万3,000円、国同様、平成23年度特定健康診査等の確定により42万2,000円、合わせて45万5,000円の返納金が生じましたので、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　議案第５５号　平成２４年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第５、議案第55号平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第55号平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億1,432万8,000円とするものでございます。

第２条、地方債の補正は、第２表地方債補正によりお願いしております。

２ページお願いします。

歳入でございます。款３国庫支出金から款７町債までの補正額、歳入合計1,054万9,000円でございます。

３ページをお願いします。

歳出でございます。款１総務費の補正額は、歳入補正額と同額の1,054万9,000円でございます。

４ページお願いします。

地方債補正でございます。起債の目的、過年災害復旧事業につきまして、補正前の限度額6,000万円から2,000万円を減額し、限度額を4,000万円としてお願いするものでございます。

５ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入につきましては、補正額、歳入総額1,054万9,000円を追加するものでございます。

６ページをお願いします。

歳出でございます。補正額1,054万9,000円の財源内訳としまして、国県支出金2,007万3,000円の増加、地方債2,000万円の減少、一般財源1,047万6,000円の増加となっております。

７ページをお願いします。

歳入でございます。款３国庫支出金、項１国庫補助金、目２簡易水道施設災害復旧費補助金、補正額2,942万7,000円につきましては、国庫補助率が当初の２分の１とされておりましたが、台風12号災害による被害が甚大なことから、特別補助要綱が国において定められ、補助率３分の２にかさ上げされたことに伴い、増額の補正をお願いするものでございます。このうち説明欄記載の2,007万3,000円につきましては、宇久井浄水場の災害復旧事業に係るもので、本年度予算をお願いしております。また、935万4,000円につきましては、昨年度実施済みでございます下里、太田及び浦神簡易水道の施設に係る応急復旧並びに本復旧に要した費用のかさ上げ分の補助金となっております。

款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金につきましては、前年度繰越金につきまして、補正前の額1,576万3,000円を全額減額するものでございます。

款６諸収入、項１雑入、目１雑入、補正額1,688万5,000円につきましては、市屋水源地、下和田水源地の台風12号災害による被害に対し、町村会災害共済金額が確定したことから、今回補正をお願いするものでございます。

８ページお願いします。

款７町債、項１町債、目２災害復旧費の補正額2,000万円の減額につきましては、先ほど説明いたしました国庫補助金の補助率かさ上げに伴う増額により、起債借入額を減額するものでございます。

９ページをお願いします。

歳出でございます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節23償還金利子及割引料につきましては、町村会災害共済金の金額の確定があったことから、補助金精算の結果、返還すべき額1,054万9,000円が生じたため、補正をお願いするものでございます。

款３災害復旧費、項１簡易水道施設災害復旧費、目１簡易水道施設災害復旧費につきまして

は、国庫補助金及び地方債の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　議案第５６号　平成２４年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第６、議案第56号平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第56号について御説明申し上げます。

議案第56号平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第１号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,779万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,827万2,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款１介護保険料から款８繰越金までの補正で、歳入合計、補正前の額16億8,048万1,000円、補正額1,779万1,000円の増、計16億9,827万2,000円とするものでございます。

３ページをお願いします。

歳出でございます。款１総務費から款４諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。款１介護保険料、目１第１号被保険者保険料、節１現年度分特別徴収保険料1,235万9,000円の減及び節２現年度分普通徴収保険料1,108万7,000円の増につきましては、現時点での収入見込みを計上させていただくもので、昨年の台風12号災害の保険料減免により、今年度９月分までの保険料の徴収方法が普通徴収に変更となった人が多いため、特別徴収を減額し、普通徴収を増額するものでございます。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金、補正額380万3,000円につきましては、介護予防給付費に係る23年度実績額確定による過年度分介護給付費負担金の追加分を受け入れるものでございます。

款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金、補正額144万2,000円につきましては、社会保険支払基金交付金の23年度給付実績額確定による過年度介護給付費負担金の追加交付金を受け入れるものでございます。

７ページをお願いします。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金、補正額267万6,000円につきましては、介護予防給付費に係る23年度実績額確定による過年度分介護給付費負担金の追加分を受け入れるものでございます。

目１財政安定化基金交付金、補正額1,113万4,000円でございますが、平成12年度から20年度まで財政安定化基金拠出金として都道府県に設置されている基金へ積み立てしていたもので、市町村の介護保険料収入が低下または介護給付費が増大し、介護保険財政が悪化し、赤字補填のため一般会計からの繰り入れを余儀なくされるという事態の回避のため、基金から貸し付けを行っておりますが、今回基金残高がふえているため、第５期計画の中で基金を取り崩し、今までの拠出金の一部を市町村に返還するものでございます。

款７繰入金、目１一般会計繰入金、節２その他一般会計繰入金、補正額減792万2,000円につきましては、平成23年度の確定に伴う減額でございます。

８ページをお願いします。

款８繰越金、目１繰越金、補正額793万円につきましては、前年度繰越金でございます。

９ページをお願いします。

歳出でございます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節25積立金1,113万4,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました財政安定化基金交付金で受け入れたものを全額介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

款４諸支出金、項２諸費、目１国県支出金返納金、補正額498万円及び目２支払基金交付金返納金、補正額167万7,000円、計665万7,000円のそれぞれ節23償還金利子及割引料につきましては、平成23年度の各負担金額の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　議案第５７号　平成２４年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第７、議案第57号平成24年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第57号平成24年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第１号）について説明いたします。

第１条、平成24年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、平成24年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入です。第１款水道事業収益、既決予定額３億255万9,000円に補正予定額7,692万円を補正し、計３億7,947万9,000円とするものでございます。

第２項営業外収益、既決予定額295万9,000円に補正予定額7,692万円を補正し、計7,987万9,000円とするものでございます。

第３条、予算第４条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,220万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額731万9,000円、減債積立金2,988万4,000円、建設改良積立金500万円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第１款資本的収入、既決予定額１億6,588万5,000円に補正予定額471万9,000円を補正し、計１億7,060万4,000円とするものでございます。

第１項企業債、既決予定額１億3,360万円に補正予定額1,100万円を減額補正し、計１億2,260万円とするものでございます。

第３項補助金、既決予定額3,108万5,000円に補正予定額1,226万5,000円を補正し、計4,335万円とするものでございます。

第４項保険金、補正予定額345万4,000円を補正し、計345万4,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第４条、予算第５条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、過年災害復旧事業、補正前限度額3,160万円を補正後2,060万円とするものでございます。

３ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出。

収入でございます。項２営業外収益、目２雑収益、既決予定額169万9,000円に2,370万9,000円を追加し、計2,540万8,000円とするものでございます。これにつきましては、昨年の台風12号により被災しました太田川取水場に対する町村会災害共済金が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。

次に、目３国庫補助金につきましては、昨年度の災害復旧補助金に係るものでございますが、昨年度実施の災害査定の結果、本町水道事業につきましては、採択事業費が３億円を超えていたため、厚生労働省におきまして補助金が全額24年度に繰り越しされております。それによりまして、平成23年度に実施しました水道施設応急復旧に係る国庫補助金を今年度に受け入れることになったため、5,321万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出。

収入でございます。項１企業債、目１企業債、既決予定額１億3,360万円から1,100万円を減額し、計１億2,260万円とするものでございます。

項３補助金、目１国庫補助金、既決予定額3,108万5,000円に1,226万5,000円を補正し、計4,335万円とするものでございます。これにつきましては、昨年の台風12号に関する災害復旧補助金が、当初補助率２分の１でありましたが、被害の甚大なことから３分の２にかさ上げされたことに伴い、増額の補正をするものでございます。

項４保険金、目１保険金、補正予定額345万4,000円につきましては、先ほど収益的収入で説明しました町村会災害共済金と同じでありますが、被災した固定資産除却額について保険金額の確定まで貸借対照表における投資・災害損失未決算としている金額について精算を行うため、これに見合う額を資本的収入に計上させていただくものでございます。

４ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出とともに節区分に至って更正させていただいております記載のとおりでございます。内容につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　議案第５８号　教育委員会委員の任命について

○議長（森本隆夫君）　日程第８、議案第58号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第58号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第58号朗読〕

江﨑隆司氏につきましては、平成20年10月１日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は、平成24年９月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたく、お願いするものでございます。御同意いただけましたら、任期は平成24年10月１日から平成28年９月30日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第９　議案第５９号　教育委員会委員の任命について

○議長（森本隆夫君）　日程第９、議案第59号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第59号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第59号朗読〕

山口史朗氏につきましては、平成24年４月１日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は、平成24年９月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたく、お願いするものでございます。御同意いただけましたら、任期は平成24年10月１日から平成28年９月30日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本隆夫君）　日程第10、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君）　朗読いたします。

お手元に配付させていただいております陳情文書表をごらんいただきたいと思います。

〔陳情受理番号24年15朗読〕

次のページに提出者から出されております意見書案を添付してございます。

続きまして、もう一つのほうの陳情文書表をごらんいただきたいと思います。

〔陳情受理番号24年16朗読〕

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ただいま局長朗読のとおりです。

陳情文書表のとおり、陳情受理番号24年15及び24年16については総務常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

11時58分　散会